高松市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第１条　高松市が開設する高松市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、事業対象者又は要支援状態にある高齢者等の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮して行うものとする。

（１）　利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

（２）　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。

（３）　懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

（４）　事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定介護予防支援事業所、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めること。

（センターの名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名　称　高松市地域包括支援センター

（２）　所在地　高松市桜町一丁目９番１２号

２　センターには、サブセンターを設置する。サブセンターの名称及び所在地は別表のとおりとする。

（職員の職種、員数及び職種の内容等）

第４条　センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　１名（常勤）

管理者は、事業所の担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

（２）　担当職員

保健師　１９名（常勤１７名、非常勤２名）

主任介護支援専門員　２１名（常勤２１名）

社会福祉士　１７名（常勤１６名、非常勤１名）

介護支援専門員　２１名（常勤１８名、非常勤３名）

担当職員は、指定介護予防支援及び第１号介護予防支援の提供に当たる。

（３）　その他職員　９名（常勤８名、非常勤１名）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日（営業時間）　月曜日から金曜日　午前８時３０分から午後５時まで

（２）　休業日　日曜日､土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律１７８号)に規定する休日並びに１２月２９日から１月３日まで

（指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容）

第６条　指定介護予防支援又は第１号介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第２９条から第３１条までの規定及び介護保険法第１１５条の４５第１項第１号ニに基づき実施する。

（１）　利用者の相談は、第３条に規定するセンター内その他必要と認められる場所において行うものとする。

（２）　利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

（３）　サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

（４）　指定介護予防サービス事業所等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画の変更等を行う。

（５）　計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行う。

（指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額）

第７条　指定介護予防支援又は第１号介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとし、代理受領する場合は、利用者から利用料を徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、高松市全域のうち塩江、香川及び香南を除く地域とする。

（高齢者虐待の防止のための措置）

第９条　高齢者虐待の防止の措置として、次の事項を実施するものとする。

（１）　虐待防止の措置についての責任者を配置し、定期的に虐待防止検討委員会を開催し、指針整備等を行う。

（２）　職員に対する虐待防止についての研修計画を立て、定期的に研修を開催する。

（３）　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び高松市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、速やかに対応する。

（事故発生時の対応）

第１０条　担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援又は第１号介護予防支援の提供により事故が発生したときは速やかに高松市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第１１条　センターは、担当職員の資質向上を図るため、業務に必要な研修の機会を設けるものとする。

２　センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。

３　センターは、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

４　センターは事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年３月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年１２月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年１月３０日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条の２関係）

サブセンター	所在地
仏生山	高松市仏生山町甲２１８番地１仏生山交流センター内
山田	高松市川島本町１９１番地１０山田総合センター内
勝賀	高松市香西南町４７６番地１ふれあい福祉センター勝賀内
牟礼	高松市牟礼町牟礼３０２番地１牟礼総合センター内
国分寺	高松市国分寺町新居１２９８番地国分寺総合センター内